

京都市告示第 422 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 3 月 27 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
洛南緯 4 号線	南区上烏羽鉾立町 9 番地地先内	旧	メートル 3.00	メートル 6.20 ~ 11.45
		新	3.00	6.20 ~ 8.10
松尾御陵緯 22 号線	西京区山田平尾町 51 番地の 232 地先から	旧	22.00	3.60 ~ 3.80
	同区御陵細谷 2 番地の 11 地先まで	新	22.00	3.94 ~ 6.05
醍醐経 19 号線	山科区勸修寺閑林寺 92 番地の 1 地先から	旧	68.90	2.75 ~ 4.01
	伏見区醍醐川久保町 41 番地地先まで	新	68.90	6.00 ~ 8.01

(建設局道路部道路明示課)